締約国に関する情報 ＴＨ	タ　　イ	附属書　Ｂ１ ＴＨ

一　般　情　報

国内官庁の名称	Department of Intellectual Property (DIP)(Thailand) （知的財産部（ＤＩＰ)(タイ)）
所在地	563 Nonthaburi Road, Bangkrasor, Muang, Nonthaburi 11000, Thailand
郵便のあて名	所在地と同じ
電話番号 電子メール インターネット ファクシミリ装置	(66-2) 547 4304 ro-th-pct@ipthailand.go.th http://www.ipthailand.go.th な　し
国内官庁はファクシミリ装置又は同様の手段による書類の提出を受理するか？（ＰＣＴ規則92.4）	受理しない
国際出願に関する通知の写しを電子メールで送付するか？	送付する
郵政当局以外の配達サービスを利用した場合に亡失又は遅延があったとき書類を発送したことの証拠を受理するか？（ＰＣＴ規則82.1）	受理する
出願人がＷＩＰＯ ＤＡＳ[1]から優先権書類を取得できるようにする用意があるか？（ＰＣＴ規則17.1(ｂの2)）	用意なし
タイの国民及び居住者のための管轄受理官庁	ＷＩＰＯ国際事務局又は知的財産部（ＤＩＰ)(タイ)
国内法令は外国官庁への国際出願を制限するか？	国内官庁に問合せされたい
タイが指定（又は選択）されている場合の管轄指定（又は選択）官庁[2]	知的財産部（ＤＩＰ)(タイ)
ＰＣＴに基づき取得可能な保護の種類	特許，小特許

［次頁に続く］

1　ＷＩＰＯ ＤＡＳについての詳細情報は次から入手可能である：https://www.wipo.int/en/web/das

2　対応する国内段階を参照されたい。

ＴＨ	タ　　イ（続き）	ＴＨ
国内官庁が認める手数料の支払方法	受理官庁として： 手数料の支払はタイ・バーツ建で行う。すべての支払には，出願番号，出願人の氏名又は名称，支払う手数料の種類を表示しなければならない。 ＰＣＴ国際段階及びPCT国内段階の両方における支払方法： 出願人は次の３つの方法による支払が可能である。 (a) ＤＩＰにおける現金支払 (b) ＤＩＰが指定するKrungthai Bankの口座経由での送金 (c) ＤＩＰを受取人とする小切手による支払	
国際型調査に関するタイの規定	な　し	
国際公開に基づく仮保護	な　し	
タイが指定（又は選択）されている場合の有益な情報		
タイが指定（又は選択）されている場合に発明者の氏名（名称）及びあて名を提示しなければならない時期	願書中に記載するか，又は出願後に提出することができる。ＰＣＴ第22条又は第39条(1)に基づく期間内に要件が満たされない場合，管轄官庁は通知の受領日から90日以内に当該要件を満たすよう出願人に求める。	
微生物及びその他の生物材料の寄託に関する特別の規定が設けられているか？	あ　り（附属書Ｌ参照）	